

神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

目 次

I 認証評価結果	2-(6)-3
II 章ごとの評価	2-(6)-4
第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(6)-4
第 6 章 入学者選抜等	2-(6)-8
<参 考>	2-(6)-11
自己評価書等	2-(6)-13

I 認証評価結果

神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に関して、追評価において基準4-1-1及び基準6-1-4を満たしており、先の評価と併せて、法科大学院評価基準に適合している。

II 章ごとの評価

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、平成20年度に機構が実施した法科大学院認証評価（本評価）において基準を満たしていないと判断された「低い出席率で定期試験を受験できることが法科大学院として容認されている」点については、定期試験の受験要件の設定により改善され、問題点は解消しており、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における適切な配慮などがなされ、学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、授業科目「エクスターンシップ」を除き、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは「履修の手引Ⅰ」に記載されているほか、ガイダンスを通じて学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、定期試験、レポート、授業等での発言内容及び授業等への貢献度等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生に対する成績問い合わせの制度の設定などがとられている。

成績評価の結果については、成績分布データ、採点基準などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る追試験については、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を

もとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、提出された既修得科目のシラバス、講義計画、講義資料等に基づき「研究科委員会」において単位認定を行うこととされており、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは「履修の手引Ⅰ」に記載されているほか、年度当初のガイダンスにおいて学生に周知されている。

なお、標準修業年限が3年を超える学生については、進級制は採用されていないが、これに代わる措置として、学生から提出された単位修得計画に基づいた指導が行われている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年(標準修業年限が3年を超える学生については当該修業年限)以上在籍し、96単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、法学未修者については、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、30単位を超えない範囲で本法科大学院が認める

単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 10 単位、民事系科目 20 単位、刑事系科目 10 単位及び総合科目 22 単位、法律実務基礎科目 10 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 20 単位を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本学法学部の過去の定期試験問題を調査するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置がとられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、刑法の3科目及び会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目の中から選択する2科目について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30 単位を修得したものとみなしている。この30 単位については、1年次の必修科目である34 単位から法学既修者認定試験において会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法のうち選択しなかった1科目4 単位を除いた合計 30 単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

追評価において基準4-1-1を満たしていると判断し、先の評価と併せて、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試総括委員」、「入試委員」及び「出題委員」が置かれている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育の理念・目的に照らして、「明確な目的意識のもとでその達成のために労を惜しまない学習姿勢を持った、現代社会にかかわる課題を分析・検討して、他人の意見に耳を傾けつつ、自己の考えを的確に表明することのできる者」として設定し、ウェブサイト及び入学試験要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育の理念・目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び入学試験要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする「一般選抜試験」と、本法科大学院が定める資格を有し、その資格に基づき3年以上の実務経験を有する者を対象とする「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」を行い、さらに法学既修者としての認定を希望する者に対し、法学専門試験を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点比率、過去の入試状況（合格者数、出身大学、小論文試験問題、法学専門試験問題等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、平成20年度に機構が実施した法科大学院認証評価（本評価）において基準を満たしていないと判断された「法学未修者に対しても、司法試験の論文式及び短答式の合格実績、法学検定2級、ビジネス実務法務検定1級、ビジネス実務法務検定2級の合格実績を『特別評価項目』の加点要素としており、法学の知識が考慮されている」点については、「特別評価項目」の廃止により、問題点は解消し、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、

分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、適性試験の成績、提出書類のほか、「一般選抜試験」においては、小論文試験及び個別面接試験の成績を、「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」においては、個別面接試験の成績を総合的に判断している。さらに、法学既修者の認定を希望する者については、法学専門試験を課すことにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、実社会での実務経験を有する多彩な人材を確保することを目的とした、「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」の実施のほか、「一般選抜試験」においても、書類審査、集団面接試験等によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約82%、平成17年度は約62%、平成18年度は約62%、平成19年度は50%、平成20年度は約48%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員180人に対し、平成20年度の在籍者数は104人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学定員と入学者数が乖離している状況にあるものの、志願者確保のための方策が検討されるなど、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

追評価において基準6-1-4を満たしていると判断し、先の評価と併せて、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 入学者選抜において、多様な学生を確保するため、「社会人（有資格実務経験者）特別選抜」制度を設けている。
- 入学者に占める法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合が、平成16年度は約82%、平成17年度は約62%、平成18年度は約62%、平成19年度は50%、平成20年度は約48%といずれも高率を示している。
- 入学者受入について、入学定員と入学者数が乖離している状態が解消されることが望ましい。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、

総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/houka/no6_2_jiko_kobegakuin_h201003.pdf

また、先の評価における評価結果及び、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文、自己評価書の別添として提出された資料一覧についても、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/jiko_kobegakuin_h200903.pdf

評価結果 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/kobegakuin_h200903.pdf